

第5号議案

OAシステムリプレースの方針検討の支援委託の実施について

2015年4月に運用を開始したOAシステムは5年目に入り、2019年度末に保守期限を迎えることとなる。障害発生時の対応や情報セキュリティ対策を鑑み、次期システムの検討に着手する必要がある。

検討においては、OAシステムとしての重要性のみならず、広域機関システムやスイッチング支援システムと密に連携していることもふまえ、システム移行時の障害発生リスクを回避できるように、方針検討を行わなければならない。

このうち、技術的な検討を広域機関のみで行うことは困難であり、OAシステム初期構築時に担当したメンバーが残る富士通に支援を委託することで有効かつ効率的な検討が可能となる。

そのため、会計規程第22条(1)に基づき、委託は富士通株式会社との随意契約とする。

1. システム方針検討の契約概要

件名	OAシステムリプレースの方針検討の支援委託について
契約形態	業務委託(随意契約)
契約先	富士通株式会社
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	円(税抜)
業務概要	OAシステムを構成する以下のシステム区分ごとにリプレースの課題とリスクをふまえて方針を検討する。 <ul style="list-style-type: none">・全体管理・ネットワーク・グループウェア・AD・ウイルス対策・セキュリティ・ストレージ・サーバ基盤・監視・時刻同期・SSO機能・新規要件

2. 随意契約とする理由

- ① 富士通は、現在OAシステムの設計/構築～運用までを担っており、仕様・課題・リスクを把握している。
- ② 広域機関システム・スイッチング支援システムとの連携に係る設計や運用に関わっており、システム移行時の課題・リスクを把握している。
- ③ 富士通には初期構築時のメンバーが残っており、委託の要員に加わることから有効な支援が可能である。
- ④ 以上のことから、他社に委託することは目的未達成となる可能性が高い。

(参考)

会計規程

(随意契約)

第22条 本機関の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他本機関の事業運営上特に必要があるとき。

4. 契約金額の妥当性の検証

今回の富士通株式会社との随意契約について、契約金額の妥当性を検証した結果、妥当と考える。詳細は、別紙2参照。

以 上

別紙1：OAシステムリプレースの方針検討の支援委託について

別紙2：契約金額の妥当性について